

第2回口頭弁論 報告集会 プログラム

参議院議員会館101

13:00～14:30

1 第2回口頭弁論の報告

陳述した代理人から

陳述した原告から 本望隆司さん

牟田満子さん

安海和宣さん

2 国家賠償訴訟の現状

二次提訴の件

裁判所の対応、取り組みなど

3 訴訟の取組みと今後の展開について皆さんと意見交換

※次回 国賠訴訟裁判の期日を書き込んでください 月 日 時
安保法制の差し止めの裁判は、12月21日10:30【103号法廷】です。
アピール活動を9:45から地裁前で行いますので、ご参集ください。

<1日の経過>

9:45

裁判所前 広報

10:30

103号法廷 開廷

準備書面陳述

原告代理人意見陳述 原告意見陳述

11:30

記者会見

13:00～14:30 報告集会

14:30～16:30 「陳述書の書き方教室」DVD 上映

(※報告集会開始前にも一部上映あり)

原告ら訴訟代理人 弁護士 古川 (こがわ) 健三

—「本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り」について—

1. 被告の主張について

被告は、請求原因に対する認否において、違憲性の主張についての認否をことごとく避けている。すなわち、新安保法制法の違憲性についての主張、集団自衛権の行使の違憲性についての主張、新安保法制法の制定過程において立憲主義が否定され、国民の憲法改正決定権が侵害されているという主張、そして後方支援活動・協力支援活動の違憲性についての主張のいずれについても、「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」として認否を明らかにしない。

しかし、これらの明白かつ重大な憲法秩序の破壊こそが、原告らの具体的な権利を踏みにじり、原告らを不安と苦悩に陥れた根本的・直接的な原因であり、これらが争点と関係しない、などというのは詭弁というほかはない。

2015年、新安保法制法案の国会審議において「わかりやすく丁寧な説明を行うよう引き続き努力する」と政府首脳が繰り返し述べていたことは記憶に新しい。ところがいざことが法廷に及んで、被告は、「丁寧な説明」どころか認否すら行わないというのはいったいどういうことなのであるか。被告のこのような答弁の態度は、傲慢不遜、不誠実極まりないものといわざるを得ない。

2. 新安保法制は憲法秩序の核心部分を破壊したこと

新安保法制法は、憲法が拠って立つ基本原則である平和主義を、根本から破壊した。それも、閣議決定と法律の制定という方法によって。このことを、石川健治東京大学教授は、「クーデター」と呼んでいる。

また、濱田邦夫元最高裁判所判事は、参議院平和安全法制委員会公聴会に公述人として出席し、集団的自衛権の行使が容認される根拠についての政府の説明に触れ、「法匪」という言葉を用いて厳しく非難した。新安保法制法は制定手続きにおいてもその内容においても著しく違憲性を帯びたものであることは、多数の憲法学者、有識者が指摘するところである。

私たちが戦後70年間の永きにわたり平和を享受し、平和の礎の上に基本的人権の尊重を受けることができたのは、まさに憲法が徹底した平和主義を謳い、私たちがこれまでそれを守ってきたからであった。その道は平坦ではなく、幾多の試練もあった。これまで、法廷の場で平和的生存権について語られたのは、常に平和憲法が危機に瀕したときであった。

しかし、今ほど憲法が重大な危機に瀕しているときはない。激しい戦闘の現場である南スーダンへ、新安保法制法にもとづく駆けつけ警護任務が付与された陸上自衛隊の派遣が11月20日から始まっている。南スーダンに派遣された国連PKO部隊からは、戦闘に巻き込まれた犠牲者が出ている。日本から派遣された自衛隊員が無事で済むと言う保障はどこにもない。彼ら自衛官にも家族もあれば友人もあり、恋人、あるいは妻や幼い子もあるだろう。彼ら彼女らの心の中はいかばかりであろうか。戦争を体験した原告たちは、家族に見送られながら紛争地域に送り出される自衛官の映像をみるとき、みずからの体験を重ねずにはいられない。新安保法制法の下、記憶の片隅にあった凄惨で過酷な体験が、今現実のものとして原告のうちに蘇ってくるのである。

3. 憲法の破壊と原告の権利侵害は密接不可分であること

憲法のかつてない危機は、あたかもパンドラの箱を開けるかのごとく、原告たちの脳裏に、かの戦争体験をまざまざと蘇らせた。そして原告たちの人格の核心部分を形成する個人の尊厳を著しく傷つけた。それはまさしく新安保法制法の著しい違憲性、言い換えれば、著しい憲法秩序の破壊がもたらしたものである。憲法秩序は、基本的人権の土台である。その土台が大きく揺るがされたときに、個人の権利と尊厳が無事ではありえない。そして憲法の基本理念である平和主義は、個人の基本的人権と深く結びついて切り離すことはできない。平和があつてこそ個人の人権が尊重されるからである。

憲法が危機に瀕したときは、個人の人権・権利に対しても重大な危機が迫っているときであ

る。すなわち憲法の破壊と原告の権利侵害とは一体不可分であり、憲法秩序のあり方を検証することを抜きにして、個人の権利侵害の有無を語るなど、ありえないことである。権利侵害の重大性と、違法行為の違法性の程度は、互いに相関関係をもつ。したがって違法性の程度について判断することなしに、原告らの権利侵害の程度を判断することはできない。その違法行為が単なる違法ではなく、憲法秩序の破壊である本件においては、なおさらである。

したがって、この憲法秩序最大の危機に際して、悪夢のような戦争体験を反芻し追体験している原告ら、個人の尊厳を著しく蹂躪されている原告らの権利侵害の重大性を、それぞれの原告について個別に検討し判断するとき、それらの被害を直接もたらした原因である新安保法制法とその立法過程の違憲性を検討すべきであることはいうまでもない。まさに、新安保法制法の違憲性の問題は本件において最大の争点である。

それを争点ではないという被告の主張は、きわめて不当である。

被告は、本件の請求の原因中で認否を行わなかった部分について、被告としての認否反論を明らかにし、議論に応じるべきである。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 黒岩哲彦

—平和的生存権の権利性・被侵害利益性—

1 原告らは、新安保法制法によって侵害される原告らの権利・法的利益として、第1に平和的生存権を主張するものであるが、これに対し、被告は、答弁書において、原告ら主張の被侵害利益は、いずれも具体的な法的利益ではなく、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当であると主張している。そこで、本準備書面では、平和的生存権の権利性・被侵害利益性について主張を補充するものである。

平和的生存権は、平和のための世界的な努力（平和的生存権の根拠1）、憲法前文、9条、13条をはじめとする第3章の諸条項の憲法の規定（平和的生存権の根拠2）、憲法学説の研究

の成果と裁判例（平和的生存権の根拠3）、和を守るための動き（平和的生存権の根拠4）により、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性は認められる。

2 平和的生存権を認めた主要な裁判例は、①長沼訴訟（福島判決）、②自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋地裁判決（田近判決）、③自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁判決（青山判決）、④自衛隊イラク派遣違憲確認等請求事件の岡山地裁判決（近下判決）がある。

自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁判決（青山判決）は、平和的生存権について、「このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的人権であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するといふべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合がある」としている。

なお、1990年代初頭に湾岸戦争における多国籍軍への戦費支出・自衛隊掃海艇の派遣等の違憲を主張する「市民平和訴訟」についての1996（平成8）年5月10日東京地裁判決が、「いまだ主権国家間、民族、地域間の対立による武力紛争が地上から除去されていない国際社会において、全世界の国民の平和のうちに生存する権利を確保するため、政府は、憲法九条の命ずるところに従い、平和を維持するよう努め、国民の基本的人権を侵害抑圧する事態を生じさせることのないように努めるべき憲法上の

責務を負うものということができ、この責務に反した結果、基本的人権について違法な侵害抑圧が具体的に生じるときは、この基本的人権の侵害を理由として裁判所に対して権利救済を求めることは可能といえよう。」と判示した点は、平和的生存権を考える上でも軽視すべきでない。

3 平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性は十分肯定される。

原告らは、訴状及び準備書面で詳しく主張したとおり、アジア・太平洋戦争の際における空襲や原爆の被害体験者、兵役とシベリア抑留の経験者、航空機・船舶・鉄道等の乗務員経験者、学者・教育者、宗教者、基地周辺の居住者、医師等医療関係者、ジャーナリスト、障がい者、原発関係者のほか、母親、若者などで、いずれも戦争に限りない恐怖を覚え、平和を念願し、日本国憲法を大事に思ってきた国民・市民である。

今回の新安保法制によって、平和国家の法制度から戦争のできる国家の法制度に大きく変わるのであるから、政治、経済、社会、文化など全般に影響が現れ、国民・市民の生活に影響せざるを得ない。原告らの立場は様々であり、それぞれの立場によって新安保法制に抱く不安や恐怖、怒りや悲しみなどの精神的苦痛は異なるが、平和を愛し、これを願い、心の拠り所としてきた心情が痛く傷つけられ、平和的生存権が侵害されたものであることは共通している。原告らは、戦争の被害者になることを拒否するだけでなく、それ以上に加害者になることを拒否するのである。それは、憲法前文にあるとおり、恒久の平和を念願し、平和を維持することを国際社会に固く誓ったからであり、この誓いを果たすことがわが国で生きる者の責務であり、誇りに思っているからである。

4 平和的生存権は、憲法前文2項と9条及び第3章の人権規定から基本的人権の基底的権利として具体的権利性があり、裁判規範であること認められ、原告ら主張の平和的生存権は不法行為法上の被侵害利益性があることも明らかである。新安保法制法の制定によって、前文及び

憲法9条とこれらに依拠する平和的生存権は、平和主義そのものと一緒に破壊され、葬られようとしている。今般のように内閣と国会が暴走する場合、立憲民主主義の観点からこれを合法的に牽制するのは、司法の責務である。

原告らは、違憲の新安保法制法による被侵害利益の第1に平和的生存権を主張するものである。裁判所は、憲法の要請と国民・市民の声に真摯に向き合い、平和的生存権を正面から認め、新安保法制法の違憲判断と原告らの被害の回復を宣言されることを強く要請するものである。

以上

原告ら訴訟代理人 弁護士 杉浦ひとみ

—「被害論その1」について—

1 原告らは、新安保法制法の成立によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害されたと訴えています。

これに対し、被告国は「原告らの主張は、法的に保護された権利ないし利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」と反論してきました。しかし、それは、被告国が原告らに起こっている事実をまったく理解していないか、理解しないようにしてこの裁判を終わらせようとしているとしか、言いようがありません。被告国は、何を根拠に、何を調査して「漠然とした不安の域を出ない」と判断したのでしょうか。

原告らが負っている被害は、提訴時の私たち代理人の想像をはるかに超えるものでした。被害については、一度では主張しきれるものではなく、提出する準備書面はその一部です。以下、概略を述べます。

2 新安保法制法によって破壊されようとしている憲法9条や、曲がりなりにも70余年守り抜いてきた「戦争をしない国日本」の存在意義は、すでに世界の中に浸透し、また原告らを含めた多くの国民・市民の安堵となり自信となりプライドとなってきていました。それによって、原告らは、計り知れない価値を得てきました。

3 (1) アジア・太平洋戦争の被害を受けた原告らは、当時、壮絶な被害によって心的外傷＝トラウマを負いました。ある空襲被害者は炎に追われ3月の隅田川に逃れ一命を取り留め、橋桁のところで暖をとったそのたき火は山となった死骸がもえていたものでした。長崎では、原爆爆心地から逃れて来る被害者は、みな皮膚がめくれて垂れ下がり、ひらひらさせながら、数珠つなぎに列をなし、よろよろ歩いていたその姿を、小学生だった原告は忘れることができません。

原告らはその後70余年の間に、実生活の多忙に紛れ、このトラウマはかさぶたをはったような状態にありました。しかし、本法制の成立により、人を殺し殺されることが現実となり、再びその心の傷が蘇り、被害を増悪させ原告らを苦しめています。また、生木を裂かれるような悲惨な肉親との死別の苦しみも「9条を残してくれたから、犬死にはなかったから」と平和憲法の存在が原告らをかろうじて納得させ、心の平静を取り戻してきた70年でした。にもかかわらず、本法制により、原告らは「この平和を守りきれなかった」という親きょうだいへの慚愧の念を、晩年になって再び背負っていくことになりました。これが、人格の本質に関わる被害以外のなにもののでしょうか。

(2) 子どもを持つ親の立場にある原告も苦しみ抜いています。子どもや孫の将来を案ずることは人間の本性であり、近時やっと目を向けられてきた被害者問題で、子を失う親たちの慟哭がいかばかりかは、誰もが察することができるどころです。戦う若者が少なくなれば順番は回ってきます。過去の戦争がそうだったではないですか。子や孫が人を殺し・殺される状況に置かれることは人間としての根源的な幸福を奪われることです。生きて帰ってもアメリカで1日平均22人の退役軍人が自殺しているといえます(米NPO「I A V A」による)。

「まだ戦地に行ってもいない、死んでいない」という話ではなく、今ならそれを止めることができるはずなのに、政府がそれを促し、誰も止めようとしないうこの焦燥感は塗炭の苦しみです。

これ以上の人間の核心部分の侵害はありません。

国はそれでも「漠然とした不安感」というのでしょうか。人格権の侵害であり、さらには平和的生存権も侵害された状態です。

(3) 航空機関、船舶、鉄道で働く労働者らは、新安保法制法の下においては、いったん事があれば、自分の意思に反しても、物品の輸送、人の輸送によって戦争行為に協力することが求められる立場にあり、危険と背中合わせの現場におかれます。物資の輸送は攻撃の矢面に立たされます。まさに「平和的生存権」を侵され、意に反して危険を強いられ人格権を侵害されます。

(4) また、本法制により「戦わない国日本」への世界の信頼を失い、アメリカと一緒に戦争する国になったことから、テロの恐怖は現実性を持ってきています。この国には、原子力空母も配するような基地があり、狭い国土に約50基の原発を置いているのです。テロの危険の大きさに基地周辺住民である原告や、原発設計者である原告は生きた心地がせず、日々平和的生存権が侵害されています。

(5) そのほか、平和であるための教育の重要性を確信し研究を続け、指導を続け、そのような教科書を作るべきであると裁判を戦った原告らは、戦後平和であることが国民・市民、とりわけ子どもたちに何より大切であると、人生を賭けて取り組んできました。これらの信念を否定されることは、生きてきたすべてを抹消されることであり人格としての核心部分を侵害されたのです。

4 このように、安保法制法の成立は、これまで憲法が国民・市民に保障してきた平和的生存権や人格権を、憲法改正手続を踏まない形で侵害しているのです。裁判所には、結論ありきではなく、人権の砦としての機関であることの使命に賭けて、原告らの被っている被害をしっかりと捉えていただきたいのです。

以上

原告 本望 隆司

私は、1962年から1987年まで、主にタンカーや鉱石船で資源を運搬する船舶に乗船しました。

印象深いのは、1980年に始まったイラン・イラク戦争の際に、ペルシャ湾内を航行する船舶を攻撃すると両国が言いだしたときです。日本船も対象になるということで、大変な問題になりました。この時、タンカー攻撃を避けて日本の石油輸送を守ることができたのは、憲法9条のおかげでした。つまり日本がいずれの国にも武力で加担しない中立国であるとの認識が国際的に確立していたからです。日本船をペルシャ湾の入り口にまとめ、船団を組んでペルシャ湾に入ることを外交ルートを通じて両国に通報し、タンカーにはデッキと船側に日本船と判明できるよう、大きな日の丸を描いて視認できる日中に航行しました。当時攻撃を受け被弾した世界全体の船舶は407隻、333人の死者、317人の負傷者が出ました。しかし日本船は被弾ゼロ、日本人船員は外国籍船の乗船者のみ2名の犠牲を出しました。(1999年5月18日参議院「新ガイドライン関連法」特別委員会中央広聴会での海員組合・平山公述人の口述から)こうして、日本船は攻撃をまぬがれ石油輸送を守ったのです。

ところが、政府が憲法9条の精神を捨て去り、海外での武力の行使が可能になる集団的自衛権を閣議決定してから、我が海運業界もその影響が現れています。

2016年には軍需物資の海上輸送に、防衛省と船舶会社との間で、既に、2隻のチャーター契約を結んでいます。これは、普段はこの船舶を通常利用してもよいが、有事の際には、防衛省の命令によって、これらの船舶を自衛隊に提供するというものです。そして、船舶を操船するのは、自衛官となっていますが、現役の自衛官では操船が無理ですから、船員を予備自衛官として、自衛官の身分で、船舶を航行させることとなります。この契約は10年で合計250億円という金額ですから、船舶会社としては、黙ってもお金が入ってくる非常に魅力的な取引ですが、現場の船員にとっては、「後方支援」の名の下、いつ攻撃されるかわからない危険な状態におかれます。そして、これらの船舶会社に就職する際に、予備自衛官補になることを条件としています。それを拒否すれば下船させられます。

政府は、あたかも「後方支援」は安全であるかのような説明をしておりますが、実際のところ、兵站活動です。前線部隊に兵員、食糧、武器弾薬、医療物資等を運ぶのですから、敵からみれば、それを攻撃し、補給を遮断するのがもっとも効率的であることは当然です。「後方支援」だからといって安全であることは全くなく、輸送船は反撃の手段を持っていませんから、むしろ前線より危険ともいえるわけです。このことは、第二次世界大戦中に、日本の民間の船舶が輸送船として徴用され、攻撃対象になって、約半数の船員が犠牲となり、保有船舶もわずか数隻にまで壊滅した歴史で明らかです。日本海運が立ち直るために長い年月を要したのです。これは我々船員としては繰り返してはならない歴史です。「海員不戦の誓い」は海運界の切実な願いです。

さらには、集団的自衛権の行使容認を政府が決めてから、日本の船舶だから安全ということとは全くなりませんでした。先日のダッカでの日本人襲撃でも明らかのように、むしろ日本が攻撃対象として扱われる事態になっており、海運業界を初めとする運送に関わる業界にもろに影響が出て来るのではないかと非常に恐れています。

イラン・イラク戦争の当時、憲法9条のもと日本は戦力を保持しない平和国家であると国際的に認知されていたが、その国際的認知は崩れ去り戦争やテロに巻き込まれる可能性が増大したと言わざるを得ません。船舶が攻撃される危険性に恐怖を感じます。

正規の憲法改正の手続をとらず、専門家を初め多くの人たちが違憲であると言っている安民法制を強行採決し、海運業界がまた、再び戦争への協力をさせられる途がひらかれてしまったことに対し、海運業界にいた者として、これほどの苦痛はありません。

以上

原告 牟田 満子

1 長崎に原爆が落とされたとき、私は9歳でした。爆心地となった浦上の東にある山を越えた、西山町に住んでいました。

家族は、祖父母と脊髄カリエスで寝たきりの父と母、そして私が長女で4姉妹の8人家族でした。

2 8月9日のことはよく覚えています。

この日の朝、母は、父の薬をもらいに、爆心地となる浦上の病院に出掛けていきました。空襲でなかなか薬をもらいに行けず、薬がなくなってしまったので「今のうちに行ってくる」と、1歳半の一番下の妹を背負って出かけました。

私は、夏休み中でしたが、同級生12,3人と一緒に公民館で、先生も来て下さって自習をしていました。ピカーッと光って窓から外をみると、外は一面真っ黄色でした。外に明るい電気がついたみたいでした。防空頭巾をとる間もなく、爆風で窓ガラスが全部割れて落ちて、ガラスがみんなにささりました。子どもたちは皆泣いていました。私も顔とかにあちこち刺さりました。みんな血まみれでした。私は、防空壕で簡単手当してもらい、家に帰りました。

3 帰ってみると、家は屋根瓦が飛んで、見上げると空が見える状態でした。

家の外の様子は、異様なものでした。焼けただれた人たちがぞろぞろと数珠つなぎになって、爆心地の浦上から東の山の方へ逃れ、金比羅山の峠を越えて、私の家のある西山町の方へと歩いて来たのです。すり鉢状の爆心地浦上は火の海になり、そこを逃げて山越えをして来た人の数は数えられるようなものではなく、列の終わりが見えませんでした。

歩いてくる人たちは、まともに生きていた人は一人もいませんでした。皮膚がずるっとめくられて剥(む)け、ぴらぴらしていました。服の布も皮膚にくっついて、一緒になってぴらぴらとしていました。靴など履いていないで、皆裸足でした。この浦上からの無残な被爆者の列は、今も映像になって脳裏にこびりついて、一生わすれられません。

みんな「水を下さい」「水を下さい」と口々に求めてきました。私は何も恐く感じませんでした。感覚が麻痺してしまっていたのだと思います。私は一生懸命に家の井戸の釣瓶(つるべ)に水を入れて、そのまま水をあげましたが、近所のおばさんから「水飲ませたらいかんよ。死んでしまう。」と言われてやめました。あとで、飲ませてあげればよかったと後悔しました。

死体は、学校の校庭で、どんどん茶毘に付さ

れていました。においは煙と一緒に上がって来て、何日も続き、また街が焼けたにおいも上がってきました。

4 浦上へ行った母と妹は、帰ってきませんでした。

母が帰ってこなかったことはとても悲しかったです。終戦は15日に、家にあった小さなラジオで聞いて知りました。父は原爆の翌年亡くなりました。

5 私は、戦争さえなかったら、原爆さえなかったらと何度も思いました。

親が亡くなった寂しさと、長女として家事の負担や農業を支えなければならず、学校に行けなかったことは辛かったです。

また、被爆者だということでの差別がありました。「被爆しているから子どもが産めない」、「カタワが生まれる」ということも言われました。だから、原爆の被害については救済をして欲しいと思いながらも、大きな声では言えませんでした。私は戦争を心から憎んでいます。私のこれまでの人生を踏みにじってきた戦争を許すことができません。

6 私は今の憲法になって、もう二度と戦争が起ることはないという安心感の中で過ごしてきました。海外で戦争が続いているのを聞くと、自分の体験を思い出し、かわいそうに思っていました。しかし、昨年9月の安保法制の国会成立が強行されたのを目の当たりにし、こんな法律を作った政治家たちは口では平和を言いながら、戦争のことは何も分かっていません。私たちを苦しめ続けた核兵器の被害は長崎を最後にしてほしいです。

今、戦争が起こって核兵器が使われたら、何十万、何百万人という方が亡くなり、多くの方が被爆します。絶対にあの悲劇は繰り返して欲しくないです。

それをどうしても訴えたくて、私は本日長崎から東京へ参りました。

裁判官の皆様、どうか私たち被爆者の思いを受け止めてください。

以上

原告 安海 和宣

1 私はキリスト教会の牧師です。憲法違反の安保法制は「平和をつくる者たれ!」というイエス・キリストの教えに反します。イエス・キリストを主と告白し信仰する私の信条に反し、信徒の信仰を守る牧師の立場としても大きな侵害を受けています。

2 「剣をもとに納めなさい。剣を取る者はみな剣で滅びます」とイエス・キリストは言いました。武力による威嚇・偽りの抑止力は、真の平和ではありません。日本国憲法前文と第9条は国民を守り、日本はそれゆえ緊張関係にある諸外国に対して対話する力を持ってきました。平和憲法のブランド、和を重んじる気質、敵対する相手にさえ敬意を持って向き合う精神は、キリストの教えと一致します。

安保法制の強行採決と施行は、我々キリスト者の信仰信条を脅かしています。健全な宗教活動が制限されるのではないかという不安。戦中のような迫害が起こるのではないかという危惧。安保法制があるがゆえに、発言を自制し、忖度する社会に迎合していくことは、聖書の教えに反し、多大なストレスを抱えることになり、「権利侵害への漠然たる不安」の域を超えています。

3 戦争しようとする国は、必ず言論や思想を統制するという事は歴史が教えています。

日本キリスト教史を紐解きますと、1941年、改正治安維持法の下でキリスト教会に対する迫害は始まりました。翌年から231名の牧師が全国で一斉検挙され、300以上の教会が閉鎖されました。それは、神社参拝を拒否したこと、キリストの再臨信仰・すなわち神の子であるキリストがやがてもう一度この地上に来られるという信仰が同法に抵触したという理由です。

時を同じくして、宗教団体法が施行され、管理統制のためにプロテスタント教会は日本基督教団として一つにされました。日本基督教団は国体へ迎合し、戦争に協力していきました。1942年1月には、日本基督教団統理の富田満牧師が伊勢神宮に参拝し、1943年には全国の教会から献金を募り、ゼロ戦2機ずつ陸軍と海軍に献納しています。1943年10月にはアジア諸国の教会に「日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基

督教徒に送る書翰」が送られ、侵略に加担していきました。宗教弾圧の歴史であり、負の歴史です。このような苦しみを得て日本国憲法が誕生し、第20条「信教の自由」によって、日本にキリスト教が伝えられた400年目にして初めて私たちは信教の自由を認められたのです。

4 私は宣教師の子として、インドネシア・ジャワのマラン市で生まれ15年を過ごしました。子ども時代ポンティアナックという町に住むとき、何人もの友人から「安海和宣は日本人だから友達になっちゃだめだと親に言われている。ごめんね。」といわれました。彼らの親族は、日本軍に拷問を受け、虐殺されるなど、戦争の被害に遭っていました。そのとき、牧師である父は「かつて日本軍は刀を持ってやってきた。しかし、私は平和の福音を携えてこの地に戻ってきました」と語りかけ、受け入れられていきました。神様からの赦しと和解。キリスト教の教えと平和憲法の力です。このように現地の方たちとの間に築いた信仰の絆を、今回の法律で破壊されることは宗教者としては耐えられないことです。

5、平和憲法の力は海外の方がより強く感じられます。日本のパスポートは世界最強と言われ、日本人は数国を除いて世界中の国々を行き来することができます。それを受けて現在131万人(2015年外務省発表による)の在留邦人が世界中で活躍しています。私どもの教会は、海外に宣教師を派遣していますが、安保法制により日米両国が一体となって軍事活動をする世界から見られることは、宣教師のいのちと宣教を危険に曝すリスクを格段に高めています。犠牲者が出てからでは遅いのです。どんなに科学が発達しても命を生み出すことは神様のわざによってしかできません。

宗教者として、牧師として、安保法制の違憲性が証明され、廃止されることを願いつつこれからも声を上げてまいります。

以上